中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成を申請される方へ

1 目 的

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援するものです。

2 助成対象者

(1)中野区内に居住する 18 歳未満の児童
(2)身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象となる聴力でないこと
(3)**両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上**であり、補聴器により言語の習得などに一定の効果が期待できると医師が判断していること

3 助成内容(補助対象補聴器は別紙をご確認ください)

補聴器の購入費と1台あたりの基準価格とを比較して、少ない方の額の10分の9を助成します。但し、生活保護世帯及び区市町村民税非課税世帯の方は10分の10の助成となります。

※助成対象補聴器は効果の高い方の片耳分ですが、必要と認められる時には両耳分となります。

4 必要書類

(1)中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請書
(2)中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金交付意見書
(3)世帯調書
(4)上記の意見書に基づき補聴器の販売事業者が作成した見積書
(※デジタル式補聴器で、専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要なときは、その旨を明記した見積書)
(5)1 月 2 日以降に転入された方は、前住地発行の住民税課税証明書
○申請月 6 月まで⇒前年度課税証明書(前年 1 月 2 日以降に中野区ご転入の場合)
○申請月 7 月以降⇒当該年度課税証明書(当年 1 月 2 日以降に中野区ご転入の場合)
(6) 本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証 等)

5　申請後の流れについて

（1）　助成金の申請

「助成申請書」、「医師の意見書」、「世帯調書」、「見積書」、（住民税課税証明書）を提出してください。

⇩

（2）　助成金交付決定

「交付決定通知書」を送付します。

助成を行わないと決定したときは、「不交付決定通知書」を送付します。

⇩

（3）補聴器の購入及び実績報告書の提出

「交付決定通知書」に記載された補聴器業者で購入後、「助成金実績報告書」を提出してください。

※「領収書」を添付して下さい。

※　デジタル式補聴器で、専門的な知識及び技能を有する者による調整を行った場合は「調整者の資格証明書」の写しを添付して下さい。

⇩

（4）交付額の確定

「交付額確定通知書」及び「助成金請求書」を送付しますので、必要事項を記入して提出してください。

⇩

（5）助成金の支払い

申請者の指定金融機関の口座へ振り込みます。

☆　お問い合わせ先　☆

〒164－8501

中野区中野４－11－19　中野区役所

3階　子育て支援課　子ども医療助成係

03－3228－5623